

規 則

埼玉県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九十一号

埼玉県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県個人情報保護審査会規則（令和五年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「委員が三人のときは委員の全てが、四人以上のときは」を削り、同条に次の一項を加える。

7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。